

令和8年 第8回 福岡市東区選挙管理委員会

5月20日（水）

【 議 題 】

- 1 議案第38号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第39号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について
- 3 議案第40号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
- 4 議案第41号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

< 次 回 >

委員会 令和8年6月1日（月）午前9時30分～

議案第 38 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年5月20日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 森 英 鷹

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 792 人 |
| | 内訳 死亡者 | 171 人 |
| | 市外転出者 | 621 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和8年5月20日 |

(根拠)

・公職選挙法第 28 条第 1 号及び第 2 号の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

※前条第一項の規定

(表示及び訂正等)

第二十七条

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和8年5月20日 投票区別抹消者数一覽

投票区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	2	1	3	13	11	24	15	12	27
2馬出第二	1	3	4	6	8	14	7	11	18
3箱崎第一	1	4	5	9	8	17	10	12	22
4箱崎第二	1	1	2	10	9	19	11	10	21
5箱崎第三	1	1	2	11	10	21	12	11	23
6菅松第一	0	2	2	17	6	23	17	8	25
7菅松第二	2	2	4	32	8	40	34	10	44
8菅松第三	1	2	3	8	9	17	9	11	20
9松島第一	2	1	3	16	10	26	18	11	29
10松島第二	2	1	3	19	10	29	21	11	32
11名島第一	5	4	9	10	6	16	15	10	25
12名島第二	1	2	3	4	9	13	5	11	16
13千早	1	1	2	7	6	13	8	7	15
14千早西	0	3	3	9	6	15	9	9	18
15香陵	1	0	1	2	2	4	3	2	5
16香椎浜	3	4	7	2	3	5	5	7	12
17城浜	1	1	2	1	2	3	2	3	5
18舞松原第一	2	2	4	2	1	3	4	3	7
19舞松原第二	0	1	1	6	8	14	6	9	15
20若宮第一	3	2	5	3	1	4	6	3	9
21若宮第二	1	0	1	4	3	7	5	3	8
22香椎第一	1	3	4	9	11	20	10	14	24
23香椎第二	1	0	1	15	16	31	16	16	32
24香椎下原第一	2	3	5	4	4	8	6	7	13
25香椎下原第二	6	2	8	18	14	32	24	16	40
26香椎東第一	2	2	4	6	5	11	8	7	15
27香椎東第二	4	0	4	3	3	6	7	3	10
28香住ヶ丘第一	5	2	7	10	15	25	15	17	32
29香住ヶ丘第二	0	2	2	3	2	5	3	4	7
30和白第一	4	1	5	13	10	23	17	11	28
31和白第二	0	1	1	4	4	8	4	5	9
32三苦	0	1	1	8	9	17	8	10	18
33奈多第一	1	3	4	1	4	5	2	7	9
34奈多第二	0	1	1	3	0	3	3	1	4
35美和台第一	3	3	6	4	1	5	7	4	11
36美和台第二	3	3	6	3	4	7	6	7	13
37和白東第一	5	4	9	7	2	9	12	6	18
38和白東第二	2	2	4	7	7	14	9	9	18
39西戸崎第一	1	0	1	4	1	5	5	1	6
40西戸崎第二	0	0	0	2	1	3	2	1	3
41志賀第一	2	0	2	0	0	0	2	0	2
42志賀第二	0	1	1	0	0	0	0	1	1
43志賀第三	1	0	1	0	0	0	1	0	1
44照葉第一	1	0	1	6	5	11	7	5	12
45照葉第二	0	1	1	7	4	11	7	5	12
46多々良第一	4	2	6	10	5	15	14	7	21
47多々良第二	3	0	3	1	1	2	4	1	5
48八田	3	3	6	3	1	4	6	4	10
49青葉第一	1	0	1	3	4	7	4	4	8
50青葉第二	2	5	7	4	3	7	6	8	14
合計	88	83	171	349	272	621	437	355	792

議案第 39 号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和8年5月20日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
4人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和8年5月20日

※参考：在外選挙人登録数（東区）

男 44人 女 104人

計 148人

（R8.5.20 委員会終了後）

（根拠）

・議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

第三十条の六（在外選挙人名簿の登録等）

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

※前条第四項の規定

第三十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請等）

- 4 （省略）国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているものは、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和8年4月20日現在登録者数			令和8年5月20日消			移			替			令和8年5月20日在外移転者数			令和8年5月20日登録者数		
	男	女	計	男	女	計	抹消			登録			男	女	計	男	女	計
							男	女	計	男	女	計						
1馬出第一	2,764	3,102	5,866	15	12	27	15	8	23	8	8	16	0	0	0	2,742	3,090	5,832
2馬出第二	2,217	2,383	4,600	7	11	18	8	11	19	12	5	17	0	0	0	2,214	2,366	4,580
3箱崎第一	2,718	3,151	5,869	10	12	22	7	10	17	9	9	18	0	0	0	2,710	3,138	5,848
4箱崎第二	3,109	3,103	6,212	11	10	21	9	13	22	9	12	21	0	0	0	3,098	3,092	6,190
5箱崎第三	2,804	3,298	6,102	12	11	23	5	11	16	7	7	14	0	0	0	2,794	3,283	6,077
6筥松第一	3,079	2,822	5,901	17	8	25	11	10	21	6	4	10	0	0	0	3,057	2,808	5,865
7筥松第二	3,849	3,969	7,818	34	10	44	13	12	25	19	10	29	0	0	0	3,821	3,957	7,778
8筥松第三	3,207	2,925	6,132	9	11	20	12	11	23	7	3	10	0	0	0	3,193	2,906	6,099
9松島第一	3,059	2,604	5,663	18	11	29	8	9	17	11	14	25	0	0	0	3,044	2,598	5,642
10松島第二	3,375	3,441	6,816	21	11	32	7	5	12	8	4	12	1	0	1	3,354	3,429	6,783
11名島第一	4,556	5,007	9,563	15	10	25	6	5	11	7	7	14	1	0	1	4,541	4,999	9,540
12名島第二	1,910	2,115	4,025	5	11	16	5	9	14	6	7	13	0	0	0	1,906	2,102	4,008
13千早	4,109	5,131	9,240	8	7	15	5	10	15	7	6	13	0	0	0	4,103	5,120	9,223
14千早西	3,700	4,440	8,140	9	9	18	5	14	19	4	19	23	0	0	0	3,690	4,436	8,126
15香陵	2,203	2,634	4,837	3	2	5	3	3	6	0	2	2	0	0	0	2,197	2,631	4,828
16香椎浜	2,903	3,747	6,650	5	7	12	7	4	11	3	7	10	0	0	0	2,894	3,743	6,637
17城浜	963	1,488	2,451	2	3	5	4	3	7	1	2	3	0	0	0	958	1,484	2,442
18舞松原第一	1,773	2,022	3,795	4	3	7	5	7	12	7	10	17	0	0	0	1,771	2,022	3,793
19舞松原第二	2,210	2,645	4,855	6	9	15	12	9	21	10	9	19	0	0	0	2,202	2,636	4,838
20若宮第一	2,445	2,667	5,112	6	3	9	7	8	15	3	6	9	0	0	0	2,435	2,662	5,097
21若宮第二	1,418	1,471	2,889	5	3	8	1	2	3	1	2	3	0	0	0	1,413	1,468	2,881
22香椎第一	2,817	3,148	5,965	10	14	24	1	7	8	4	5	9	0	0	0	2,810	3,132	5,942
23香椎第二	2,552	2,991	5,543	16	16	32	6	8	14	6	9	15	0	0	0	2,536	2,976	5,512
24香椎下原第一	1,671	1,633	3,304	6	7	13	2	1	3	6	3	9	0	0	0	1,669	1,628	3,297
25香椎下原第二	4,710	4,323	9,033	24	16	40	9	8	17	11	6	17	0	0	0	4,688	4,305	8,993
26香椎東第一	2,953	3,166	6,119	8	7	15	3	3	6	3	6	9	1	1	2	2,944	3,161	6,105
27香椎東第二	2,423	2,693	5,116	7	3	10	5	4	9	1	1	2	0	0	0	2,412	2,687	5,099
28香住ヶ丘第一	4,650	4,573	9,223	15	17	32	10	8	18	11	6	17	0	0	0	4,636	4,554	9,190
29香住ヶ丘第二	2,358	2,712	5,070	3	4	7	4	6	10	4	3	7	0	0	0	2,355	2,705	5,060
30和白第一	2,497	2,587	5,084	17	11	28	9	7	16	11	11	22	0	0	0	2,482	2,580	5,062
31和白第二	2,788	3,220	6,008	4	5	9	6	6	12	6	8	14	0	0	0	2,784	3,217	6,001
32三苦	3,591	3,874	7,465	8	10	18	10	11	21	7	9	16	0	0	0	3,580	3,862	7,442
33奈多第一	2,351	2,666	5,017	2	7	9	3	1	4	3	4	7	0	0	0	2,349	2,662	5,011
34奈多第二	1,149	1,353	2,502	3	1	4	2	2	4	2	5	7	0	0	0	1,146	1,355	2,501
35美和台第一	2,911	3,326	6,237	7	4	11	4	4	8	6	5	11	0	0	0	2,906	3,323	6,229
36美和台第二	3,217	3,747	6,964	6	7	13	5	8	13	6	4	10	0	0	0	3,212	3,736	6,948
37和白東第一	2,603	2,796	5,399	12	6	18	1	4	5	4	1	5	0	0	0	2,594	2,787	5,381
38和白東第二	2,406	2,640	5,046	9	9	18	6	4	10	9	5	14	0	0	0	2,400	2,632	5,032
39西戸崎第一	1,775	2,020	3,795	5	1	6	2	2	4	1	4	5	0	0	0	1,769	2,021	3,790
40西戸崎第二	598	645	1,243	2	1	3	0	0	0	3	3	6	0	0	0	599	647	1,246
41志賀第一	398	467	865	2	0	2	0	0	0	1	1	2	0	0	0	397	468	865
42志賀第二	68	95	163	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	67	94	161
43志賀第三	98	104	202	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	97	103	200
44照葉第一	2,537	2,790	5,327	7	5	12	2	6	8	3	3	6	0	0	0	2,531	2,782	5,313
45照葉第二	2,816	3,110	5,926	7	5	12	2	6	8	8	7	15	0	0	0	2,815	3,106	5,921
46多々良第一	5,051	4,516	9,567	14	7	21	13	7	20	14	9	23	0	0	0	5,038	4,511	9,549
47多々良第二	1,008	1,161	2,169	4	1	5	4	3	7	4	8	12	0	0	0	1,004	1,165	2,169
48八田	2,514	3,102	5,616	6	4	10	8	9	17	9	8	17	0	0	0	2,509	3,097	5,606
49青葉第一	2,519	2,998	5,517	4	4	8	2	3	5	4	4	8	0	0	0	2,517	2,995	5,512
50青葉第二	1,921	2,174	4,095	6	8	14	2	1	3	4	5	9	0	0	0	1,917	2,170	4,087
合計	127,321	138,795	266,116	437	355	792	277	304	581	296	296	592	3	1	4	126,900	138,431	265,331

議案第 40 号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び同法第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和 8 年 5 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 森 英 鷹

閲覧状況 別紙のとおり

（根拠条文）

・議決及び告示 公職選挙法第 28 条の 4 第 7 項及び同法施行規則第 3 条の 4 の規定による。

第二十八条の四第七項（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも 1 回、第二十八条の二第一項及び前条第一項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称及び代表者又は管理人の氏名）及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

施行規則第三条の四（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 閲覧の年月日
- 二 閲覧に係る選挙人の範囲
- 三 申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地

第二十八条の二第一項

(登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示日又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から、選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

	政治活動 (選挙運動を含む。)	特定の者が 選挙人名簿 に登録され た者である かどうかの 確認
政党その他の政治 団体	公職の候補者とな ろうとする者(公職 にある者を含む。以 下この条において 「公職の候補者等」 という。)	選挙人
選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た政党その他の政 治団体の役員又は 構成員で、当該 政党その他の政治 団体が指定するも の	選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た公職の候補者等 又は当該公職の候 補者等が指定する 者	選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た選挙人

第二十八条の三第一項

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、同項に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

- 一 申出者が国又は地方公共団体(以下この条及び次条において「国等」という。)の機関である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定するもの
- 二 申出者が法人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした法人の役員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役員又は構成員を含む。)で、当該法人が指定するもの
- 三 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした個人又はその指定する者

東 区

福市東選告示第16号

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりである。

令和8年5月28日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和7年5月7日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 岩本 義孝 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	松崎一丁目及び二丁目
令和7年5月14日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 岩本 義孝 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	松崎三丁目及び四丁目
令和7年6月2日 令和7年6月3日 令和7年6月4日 令和7年6月5日	魚住 泰代	政治活動	馬出一丁目及び五丁目、箱崎六丁目及び七丁目、松島一丁目及び二丁目、名島五丁目、千早三丁目及び五丁目、香椎浜一丁目及び四丁目、香住ヶ丘一丁目及び三丁目、美和台二丁目、三丁目及び五丁目、西戸崎一丁目及び二丁目、青葉七丁目並びにみどりが丘一丁目
令和7年6月11日	株式会社 サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林 雅保	福岡県民ニーズ調査の対象者抽出	原田一丁目、みどりが丘三丁目、土井四丁目、香椎浜一丁目、香

	福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階		椎駅前一丁目、和白五丁目、美和台一丁目、西戸崎二丁目、三苦二丁目及び奈多一丁目の100人
令和7年6月12日	社会民主党福岡市東区総支部幹事 幹事 石川 雅子 福岡市東区名島二丁目8番21-316号	政治活動	名島一丁目から五丁目まで、香椎浜一丁目から四丁目まで、美和台一丁目から七丁目まで及び高美台一丁目から四丁目までに居住の女性
令和7年6月25日 令和7年6月26日 令和7年6月27日 令和7年6月30日	日本保守党福岡支部 支部長 森 健太郎 福岡市中央区赤坂一丁目13番7-903号	政治活動	西戸崎一丁目から六丁目まで、高美台一丁目から四丁目まで、土井一丁目から四丁目まで及び青葉一丁目から七丁目まで
令和7年8月19日	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 東京都荒川区西日暮里二丁目40番10号	経済や政治、社会問題などに関する有権者の意識調査の対象者抽出	松島三丁目の15人
令和7年8月22日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座五丁目15番8号	第27回参議院議員通常選挙に関する意識調査の対象者抽出	馬出二丁目の17人
令和7年9月18日	一般社団法人 共同通信社 社長 沢井 俊光 東京都港区東新橋一丁目7番1号	日本世論調査・共同通信社世論調査の対象者抽出	香住ヶ丘第一投票区、照葉第二投票区、箱崎第一投票区及び八田投票区
令和7年11月20日 令和7年11月21日	立憲民主党福岡県第1区総支部 総支部長 丸尾 圭祐 福岡市東区馬出五丁目40番11号箱崎前田6ビル3階	政治活動	美和台第一投票区、美和台第二投票区、香住ヶ丘第一投票区及び香住ヶ丘第二投票区
令和7年12月25日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	政治・経済・社会に関する意識調査の対象者抽出	箱崎三丁目の22人

	東京都中央区銀座五丁目 15 番 8 号		
--	-------------------------	--	--

議案第 41 号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第 30 条の 12 の規定により準用する公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び同法第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和 8 年 5 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 森 英 鷹

閲覧状況 在外選挙人名簿の抄本の閲覧(総務省令で定めるものを除く。)はなかった。

(根拠条文)

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第 30 条の 12 の規定により準用する公職選挙法第 28 条の 4 第 7 項及び同法施行規則第 3 条の 4 の規定による。

第三十条の十二（在外選挙人名簿の抄本の閲覧等）

第二十八条の二から第二十八条の四までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。この場合において、第二十八条の二第一項中「第二十四条第一項各号に定める」とあるのは、「第三十条の八第一項各号に掲げる」と読み替えるものとする。

第二十八条の四第七項（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも 1 回、第二十八条の二第一項及び前条第一項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称及び代表者又は管理人の氏名）及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

施行規則第三条の四（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

- 2 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 閲覧の年月日
- 二 閲覧に係る選挙人の範囲
- 三 申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地

第二十八条の二第一項

(登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示日又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から、選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

	政治活動 (選挙運動 を含む。)	特定の者が 選挙人名簿 に登録され た者である かどうかの 確認
政党その他の政治 団体	公職の候補者とな ろうとする者(公職 にある者を含む。以 下この条において 「公職の候補者等」 という。)	選挙人
選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た政党その他の政 治団体の役員又は 構成員で、当該 政党その他の政治 団体が指定するも の	選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た公職の候補者等 又は当該公職の候 補者等が指定する 者	選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た選挙人

第二十八条の三第一項

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、同項に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

- 一 申出者が国又は地方公共団体（以下この条及び次条において「国等」という。）の機関である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定するもの
- 二 申出者が法人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした法人の役員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあっては、当該他の法人の役員又は構成員を含む。）で、当該法人が指定するもの
- 三 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした個人又はその指定する者